

# 第1章 北部九州における「担い手」の形成と 水田・畑作経営所得安定対策の実態

－福岡県糸島地域を事例として<sup>(1)</sup>－

佐賀大学 品川 優

## 1. 福岡県における「担い手」の形成概況

周知のとおり、経営面積4ha以上の認定農業者および集落営農を「担い手」として位置付けた水田・畑作経営所得安定対策(以下「経営所得安定対策」)が本格的に始動した<sup>(2)</sup>。

第1表は、その集落営農の都府県および九州各県の概要を示したものである。集落営農数は都府県で約12,000、農業集落数に対する割合は12.0%である。また集落営農に参加した農業集落数でみると約25,000となり、その割合は23.9%に高まる。これに対し福岡県は、集落営農数643、農業集落数に対する割合は19.8%、参加集落数では46.9%と都府県を大きく上回っている。これは、九州各県のなかでも佐賀県について高い割合であり、福岡県は集落営農への参加率が高いことが確認できる。

さらに、各集落営農がどの程度法人化しているかをみると、都府県では集落営農の12.3%が法人化しているのに対し、福岡県では10.7%と都府県を下回っている。こうした傾向は福岡県に限らず、比較的九州各県に共通する特徴といえる。同様に、経営所得安定対策の対象となる特定農業団体および特定農業法人についても、表に示すように福岡県では都府県を下回る水準にあることが分かる。他方、経営所得安定対策に加入した集落営農の割合は、都府県の5割に対し、福岡県は7割と大きく上回っている。すなわち、福岡県では特定農業団体や特定農業法人として経営所得安定対策に加入しているのではなく、これらに準ずる団体という形態で加入する傾向が強いことがみてとれる。

第1表 九州各県における集落営農の展開状況

	農業 集落数	集落 営農 数	参加集落 数	集落 営農 数	法人	特定農業 団体	特定農業 法人	経営所得 安定対策 加入
都府県	106,510	12,742	25,479	100.0	12.3	13.7	4.6	51.7
福岡	3,240	643	1,519	100.0	10.7	3.4	2.0	69.1
佐賀	1,690	673	1,417	100.0	0.9	3.3	0.3	71.2
長崎	1,750	89	177	100.0	5.6	62.9	5.6	64.0
熊本	3,510	449	973	100.0	1.6	0.2	0.0	69.0
大分	2,890	426	727	100.0	22.3	20.9	8.5	45.3
宮崎	2,080	90	284	100.0	13.3	0.0	2.2	5.6
鹿児島	4,870	100	357	100.0	8.0	9.0	4.0	16.0

資料：農水省『平成20年 集落営農実態調査報告書』より作成。

第2表 九州各県における集落営農のカバー状況

(単位：ha)

	農業経営体 水田面積 ①	集落営農 面積 ②	② / ①	1 集落営農当たり面積		
				計	経営耕地 面積	農作業 受託面積
都府県	1,857,900	411,082	22.1	32.3	23.7	8.5
福岡	57,510	27,150	47.2	42.2	31.3	10.9
佐賀	39,170	30,208	77.1	44.9	34.6	10.2
長崎	16,635	2,992	18.0	33.6	14.3	19.4
熊本	56,262	19,842	35.3	44.2	32.4	11.8
大分	29,221	7,090	24.3	16.6	11.4	5.2
宮崎	27,024	2,899	10.7	32.2	26.6	5.6
鹿児島	24,304	3,090	12.7	30.9	12.1	18.8

資料：農水省『平成20年 集落営農実態調査報告書』より作成。

また第2表は、集落営農がどの程度の農地をカバーしているのかをみたものである。農業経営体の全水田面積に対する集落営農の経営耕地と作業受託を合わせた面積の割合をみると、都府県では22.1%に過ぎない。他方、福岡県は佐賀県について高く、全体の約半分を集落営農がカバーしていることが分かる。

このように福岡県では、約半分の集落が集落営農に参加し、これら集落営農が全体の半分の経営面積をカバーするなど大きな役割を果たしていることが確認できる。そして、政策に即せば、これら多くの任意組織の法人化が次の課題と位置づけられよう。

他方、認定農業者(大規模農家)については、経営所得安定対策の加入データから福岡県の位置を確認することができる。福岡県では認定農業者が1,288経営体加入申請しており(08年産)、加入申請数で福岡県を上回る都道府県は12道県におよぶ。その多くは東北諸県や北海道であり、西日本では熊本県のみである。したがって、認定農業者レベルでも、北部九州ではかなりの層が形成されていることがみてとれよう。

このように集落営農や認定農業者(大規模農家)が多く形成されている福岡県のなかから、本稿ではJAの農地保有合理化事業による農地の利用集積をテコに「担い手」形成を図る福岡県糸島地域を対象として取り上げ、JAの農地保有合理化事業の展開と、それを画期として立ち上げた農事組合法人夢未来ふかえを事例に、大規模農家と集落営農法人との関係について考察する。さらに、集落営農が展開していないケースとして2戸の個別大規模農家を事例に、農地の面的集積の現状について明らかにするとともに、経営所得安定対策の現段階における実態と問題点についても触れたい。

## 2. 糸島地域の農業概要

前原市・二丈町・志摩町の1市2町を指す糸島地域は、福岡市の西に位置する。2005年の農林業センサスデータによると、糸島地域の農業集落数は95、農家数2,028戸(前原1,080戸・二丈384戸・志摩608戸)、経営面積3,634ha(同1,996ha・738ha・900ha)、水田率83.6%(同91.2%・83.2%・67.2%)の水田地帯であり、米・麦に加え、イチゴやブロッコリー、キュウリなどが盛んである。糸島地域を管轄するJA糸島の農産物販売額(07年度)は合計92.8億円、その内訳はJA糸島が運営する直売所「伊都菜彩(いとさいさい)」での売上が17

億円(18.4%)と最も多く<sup>(3)</sup>、それを除くとイチゴ 12.5 億円(13.4%)、花卉 11.4 億円(12.4%)、肉豚 11.0 億円(11.9%)、米 10.4 億円(11.2%)の4品目で販売額が10億円を突破している。

J A糸島では数年ごとに農業振興計画書を策定し、そのなかで「3づくり」運動—すなわち「人・組織づくり」「ものづくり」「地域づくり」を提起している。「人・組織づくり」では、農地保有合理化事業をテコとした農地の利用集積を図り、中核的担い手や生産組織の育成、農業生産法人の設立などを推進している。その結果、糸島地域の5ha以上農家数(05年)は65戸で、全体の3.1%を占めている。これを地域別にみると、前原市・二丈町ではそれぞれ5.4%・6.5%とかなりの層を形成している。08年の認定農業者数は375人、そのうち米・麦のいわゆる土地利用型は50人ほどであり、多くは施設園芸プラス米(飯米用)をつくる農家である。認定農業者の目標所得は、当初570万円であったが、農産物価格の下落に合わせ06年には470万円に引き下げている。

他方、生産組織は、米の収穫作業だけを受託する集落営農が21組織あり、この他に法人組織が9組織と特定農業団体が2組織ある<sup>(4)</sup>。糸島地域では、農外資本や地元建設会社による農業参入はみられない。第3表は、法人組織と特定農業団体の概要を示したものである。設立年の多くが2007年であることから分かるように、経営所得安定対策に対応するために立ち上げたものが多く、他方でJ A糸島の合理化事業絡みで法人組織を設立したものが夢未来ふかえと桜花の郷である(前者については後述)。J A糸島では、可能なところの圃場整備はある程度終了しており、圃場整備を画期とした集落営農の立ち上げは一段落ついたところと認識している。したがって、集落営農や法人組織がない地域では、個人単位での農業経営と政策対応ということになる。

第3表 糸島地域における集落営農の概要

(単位：戸，ha)

	組織形態	設立年	集落数	組織構成員数	組織のカバー面積(A)	J Aの合理化事業	
						面積計(B)	A/B
さなぼり組合	(農)	1993	1	71	54.0		
夢未来ふかえ	(農)	2003	3	30	140.0	158.1	88.6%
福入の郷	(農)	2006	2	91	24.3	114.6	21.2%
桜花の郷	(農)	〃	1	32	46.3	76.9	60.2%
雷山の蔵	(農)	2007	1	8	11.7		
山北ファーム	(農)	〃	1	8	10.4		
可也	(農)	〃	4	35	30.1	187.9	16.0%
鳴滝の郷	(農)	〃	1	3	15.6	220.7	7.1%
芥屋ファーム和	(農)	〃	1	11	7.8	50.4	15.5%
大門機械利用組合	(特団)	〃	1	20	のべ34.9		
末永営農組合	(特団)	〃	1	17	11.3		

資料：J A糸島資料より作成。

経営所得安定対策の加入状況は、生産条件不利補正対策が糸島地域全体で個人41・法人3である。他方、収入減少影響緩和対策(米・麦・大豆)が個人101・法人8・特定農業団体2である。面積に関するデータは得られなかったが、一定の面積をカバーしているよう

である。なお、糸島地域における生産条件不利補正対策の固定支払いの単価は、小麦を例にとると、前原市 28,455 円・二丈町 29,384 円・志摩町 28,312 円(農林水産省告示第 1108 号)であり、二丈町は福岡県の中で最も高い金額である。

では、次に、糸島地域の「人・組織づくり」の土台である J A の農地保有合理化事業についてみていくことにする。

### 3. J A 糸島による農地保有合理化事業の取り組み

#### (1) 取り組みの背景

J A 糸島が農地保有合理化事業に着手したのは、1996 年である。そのきっかけは、大きく 3 つに分けることができる。

第 1 は、先述したように、J A 糸島は 95 年の農業振興計画書で中核的担い手や生産組織の育成をうたっており、その手段として農地保有合理化事業を導入し、構造政策に積極的に取り組む方針を打ち出したことによる。そこには、J A 糸島が 94 年に実施した組合員農家に対する意向調査の結果が大きく関係している。

意向調査は、調査年の 94 年から 2000 年への構造変化を把握したものである。詳細は別稿に譲るが<sup>(5)</sup>、そのポイントは次の 3 点に整理することができる。すなわち、①同期間(94→00 年)に、糸島地域の経営面積が 4,500ha から 3,800ha へ 700ha の減少が見込まれること、②同期間に、担い手が規模拡大を希望する経営面積の合計が 790ha であるのに対し、経営規模の縮小を予定する経営面積が 320ha であり、その差 470ha の面積を掘り起こす必要があること、③2000 年の糸島地域の経営面積 3,800ha から担い手に集積される面積 2,300ha を差し引いた 1,500ha は、担い手以外の農家の経営面積を意味しており、地域によっては集落・地域単位での組織化が必要とされること、の 3 点である。

したがって、農地保有合理化事業は、①で示した減少が予想される 700ha を経営面積内にとどまらせること、そのためには規模拡大志向農家に農地を集積し、あるいは組織化での対応が必要なこと、また②で明らかとなった農地需給のミスマッチを解消し、大規模農家を育成することや、③に示す担い手以外の経営面積をカバーする手段として生産組織を設立すること、さらにはそのプロセスにおいて農地の面的集積を図るといった多様な側面を有しているといえる。そういう意味では、単なる構造政策というだけではなく、農地確保・担い手育成・経営規模の拡大・生産組織の立ち上げ・農地の面的集積という 5 つの視点から、農地保有合理化事業の必要性を指摘することができよう。

第 2 は、農地流動化の問題点への対応である。糸島地域の特徴の 1 つとして、所有者の居住地と農地の所在地とが必ずしも一致しているわけではなく、集落や市・町、さらには県をまたがる出入作のケースが少なくない。しかも市や町を超える農地貸借の場合、大臣の許可が必要とされるなど事務処理が煩雑で、スムーズな貸借の実行が困難であった。それに対し、合理化事業を活用すれば、公告だけで処理することができ、出入作が多い糸島地域にとって、もっとも適した貸借の実行が可能となることも合理化事業に取り組んだ大

きな要因である。加えて、96年から合理化事業を活用すると、農業者年金の加算付き年金が上乘せされるようになったことも要因の1つである。

第3は、糸島地域内の二丈町深江地区で取り組んだ21世紀型モデル圃場整備事業が終了(91～95年)し、同事業の補助率を10%上乘せする要件として2000年までに農業生産集積率(稲作3作業の集積)を50%以上にすることが課せられており、それへの対応としても合理化事業が必要とされた。

以上のような背景により、JA糸島では96年6月に合理化法人資格を取得し、農協の14支店に農協理事・農用地利用調整委員(集落の農区長)・農協職員で構成する「農用地利用調整委員会」を設け、本格的に合理化事業に取り組むこととなった。以下では、合理化事業の最初の具体的な事例である深江地区を中心に、合理化事業の概要についてみていくことにする。

## (2) 農地保有合理化事業の実績－深江地区での取り組み

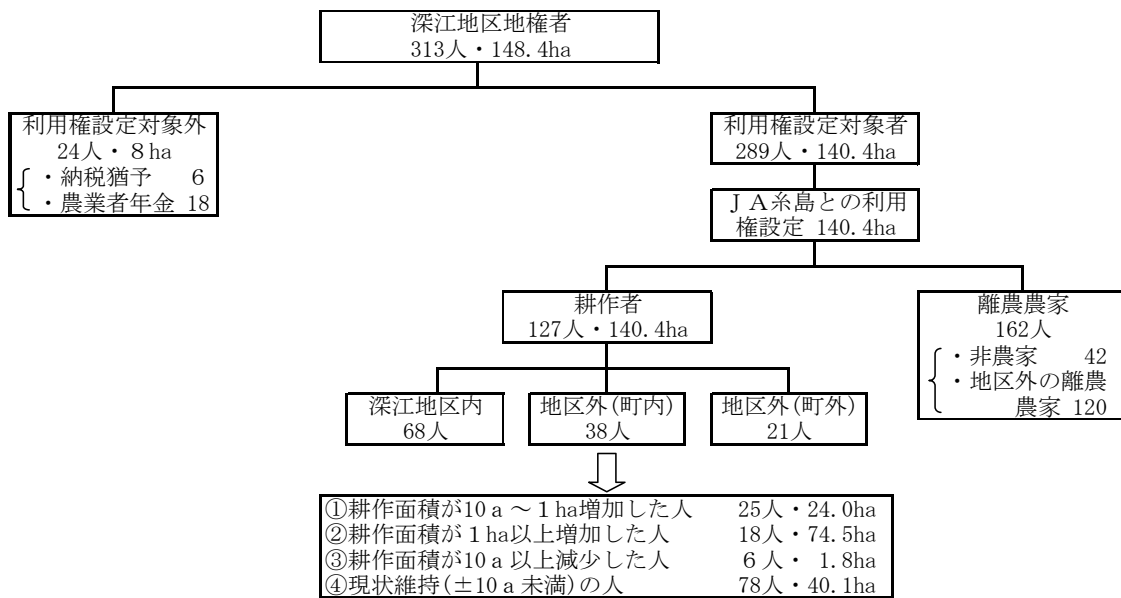
深江地区は明治合併村に該当し、片山集落・松末集落・深江集落の3集落で構成されている。深江地区では、大正時代に10a規模の圃場整備を実施して以降、本格的な圃場整備は行われておらず、21世紀型モデル圃場整備事業を実施するまで10a規模の農地が大部分であった。その間にも、圃場整備事業を行う機運が高まったことがある。1967年頃に農道を拡幅しようという話が持ち上がったが実現せず、その代わりに圃場整備をしようということになった。しかし、兼業農家が多く、お金をかけてまで圃場整備をする必要はない、自分で食べる米は自分で作りたい、現状のままでよい、といった圃場整備に否定的な意見が多かったため、圃場整備は実現しなかった。

ところが、農業機械が大型化し、10a規模のままでは農業機械や軽トラックも入らず、また用・排水が兼用であるため上流で用水し、下流で排水するのは問題であるといった環境意識も高まるなかで、91年に深江地区県営圃場整備事業推進協議会を立ち上げ、圃場整備に向けた本格的な取り組みがはじまることとなる。推進協議会は年配者を中心に構成され、推進協議会で圃場整備と換地計画などの具体的な青写真を作成し、それをもとに町内ごとに数人の役員や推進員が説明して回った。特に、償還金の返済に十分な小作料を保障するということが、圃場整備への参加を取り付ける大きな原動力となった。実際、小作料は10a当たり1類1等(コシヒカリ)を2俵(33,000円)支払っており、当時の糸島地域の標準小作料を1万円上回る水準であった。

深江地区における圃場整備前後の筆数をみると<sup>(6)</sup>、圃場整備前の総筆数は1,041筆であり、30a以下の区画が全体の9割強・961筆におよんでいる。それが圃場整備後には、総筆数は480筆に、30a以下の区画も274筆(57.1%)へ減少するとともに、50a以上の区画が71筆形成されている。1筆当たりの面積は、圃場整備前は約18aであったが、整備後には約30aへ拡大している。ただし、深江地区の場合、畦畔を除去しているため、1筆当たりは30aであっても、実際の1区画の平均面積は2haにおよぶ。

そして、圃場整備後の農地の利用集積について整理したのが第1図である。深江地区の

農地面積 187.9ha のうち圃場整備を実施したのは 148.4ha、地権者は 313 人を数える。そのうち利用権の設定を行う際に、制度上問題となる農地、すなわち農業者年金の経営移譲年金受給者で親子間において使用貸借をしていた農地及び生前一括贈与の納税猶予制度を受けている農地が 8 ha(24 人)ある。したがって、その 8 ha を除く地権者 289 人・140.4ha の農地が J A 糸島と利用権設定を行っている。利用権の設定を画期に 162 人が離農し、耕作者 127 人が再度 J A 糸島と貸借関係を結んでいる。離農農家 162 人のうち利用権の設定



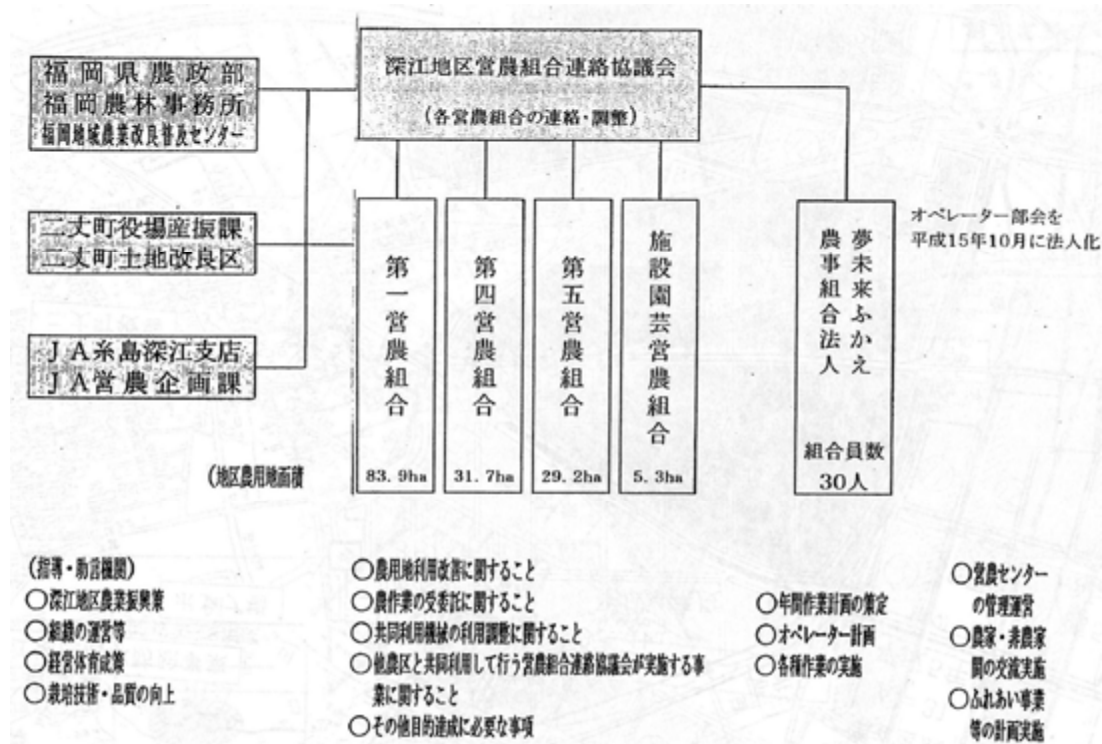
第 1 図 深江地区における農地利用調整の概要

資料：京都府農業会議『内部情報』(No. 663, 1998年)より作成。

以前に土地持ち非農家であった農家が 42 人、残りの 120 人は深江地区外の地権者であり、町外だけではなく、遠くは福岡市や佐賀県唐津市の地権者も含まれる。

深江地区では圃場整備事業を画期として、各水系及び工事の進捗状況に合わせ第 1 から第 5 の営農組合を設立するとともに、点在していたハウスを 1 カ所に集積し施設園芸営農組合を立ち上げている(第 2 図)。地権者は居住地ではなく、農地が所在する営農組合に参加する属地主義を採用している。ただし、水系が同じであること及び役員の引き受け手がないことから、現在第 1 から第 3 の営農組合が合併している。第 1 から第 5 の営農組合は農用地利用改善団体として認定され、全地権者から白紙委任を受けて農地の利用集積を行っている。さらに、6 つの営農組合の連絡・調整機関として、各営農組合の 3 役や農区長等で構成する営農組合連絡協議会を立ち上げ、営農組合をまたがる耕作者の農地調整や各営農組合で生じた困難な問題の解決、小作料の交渉などに取り組んでいる<sup>(7)</sup>。

J A 糸島と借り手との利用権の設定期間は 3 年であり、深江地区でのブロック・ローテーションも 3 年に 1 回である。その際に、連絡協議会が各耕作者の意向調査(現状維持・規模拡大・規模縮小・離農)を行い、その結果を各営農組合に連絡し、それを踏まえ営農組合が農地の調整を行う仕組みとなっている。このような連絡協議会や営農組合を中心とした



第2図 深江地区営農組合組織体系図

資料：夢未来ふかえ資料より作成。

耕作者の意向の把握と農地の利用調整が機能しているため、これまで大規模農家間での農地の競合は生じていない。合理化事業の結果、先の耕作者 127 人の経営面積の変容をみると、1 ha 増加した農家は 18 人で、他の地権者からの借地面積が 50.9ha におよび、彼らに 75ha・全体の 53.4%の農地が集中している。1戸当たりの平均面積は 4.2ha と大きく、18人の中の最大規模の農家は約 11ha(所有地 2ha, 借地 9ha)に達する<sup>(8)</sup>。

では次に、深江圃場整備地区における農地利用調整を画期に立ち上げた農事組合法人夢未来ふかえを事例として、その実態についてみていくことにする。

#### 4. 農事組合法人夢未来ふかえ

##### (1) 設立の経緯

夢未来ふかえの前身は、連絡協議会の下部組織に位置づけられたオペレーター部会(以下「オペ部会」)である。オペ部会は、圃場整備の着手とともに 1993 年に設立されている。それ以前の深江地区では、個々の農家が作業受託をおこなっており、特に組織化された受託組織が存在していたわけではない。オペ部会では、補助事業を活用して農業機械を購入し、大規模農家や若い農家 12~13 人ほどをオペレーターとして確保し、作業を受託していた。その後、補助事業の導入や任意組合での剰余金に対する税務対策、経営所得安定対策への対応を勘案し、2003 年に農事組合法人「夢未来ふかえ」に改称している。現在の構成員は 30

人、出資金は1戸3万円の計90万円である。農業機械は自己資金や近代化資金、あるいは夢未来ふかえの利益を原資に、トラクター・田植機・コンバインや麦・大豆用機械など一式を所有している。

## (2) 事業展開

構成員は、JAの農地保有合理化事業を活用しているため、JA糸島と利用権の設定を行い、自分の所有地に加え、先述した第1から第5営農組合による農地の利用調整によって、自分の所有地の周辺に割り当てられた他の農家からの借地も含めて、3年間、利用権の再設定を行っている。したがって、構成員は夢未来ふかえと利用権を設定しているわけではなく、あくまでも農業経営は個々の構成員に帰属する。ただし、経営所得安定対策から漏れる非認定農業者かつ経営規模4ha未満に該当する13戸分の農地は、夢未来ふかえが受け皿として利用権の再設定を行っている。

第4表に示すように、構成員全体の米作付面積は97haである。経営権は個々の農家に帰属するが、米の品種は各水系ごとに決めている。品種はヒノヒカリ(50%)と夢つくし(20%)が中心である。その他、麦が69ha(裏作39ha、転作30ha)で小麦と大麦の面積割合は4:6であり、転作大豆が39haある。また近年、脱サラや新規就農者、さらに米・麦の大規模農家の一部が米価の下落を画期としてハウストマトに転換するなど施設園芸農家が増加の傾向にある。そのため当初、圃場整備地区内で施設園芸に割いた面積は4.2haであったが、現在は7.5haに増加している。

第4表 夢未来ふかえの農地利用面積及び作業受託実績

(単位:ha)

	2005年	2006	2007							
			計	第1営農組合			第4営農組合	第5営農組合	施設園芸営農組合	
				計	旧第1	旧第2				旧第3
総面積	141.4	141.4	141.4	81.2	38.9	18.9	23.4	31.7	28.6	7.5
水稲作付面積	97.2	97.2	95.3	51.1	21.0	10.3	19.8	22.1	22.1	
耕起・砕土	67.8	104.3	103.6	61.8	27.7	12.7	21.4	23.1	18.7	
田植え	81.2	82.6	83.4	48.0	18.1	10.3	19.6	20.2	15.1	
収穫	82.2	80.2	82.3	47.6	17.7	10.3	19.6	20.3	14.4	
耕起・田植・収穫	64.1	63.3	69.9	42.1	14.9	9.0	18.2	17.1	10.8	
転作面積	44.8	44.8	46.1	30.0	17.9	8.6	3.5	9.6	6.5	
2ha以上集積団地	71.8	54.3	58.3	38.1	11.4	9.0	17.7	15.6	4.5	

資料: 夢未来ふかえ資料より作成。

経営所得安定対策は、対象要件から漏れる13戸は夢未来ふかえがその受け皿となっている。そのため、彼らの農地は夢未来ふかえが利用権の再設定を受け、農産物も法人名義で販売している。しかし、農産物販売額や経営所得安定対策の交付金は、2%の手数料を夢未来ふかえは徴収するのみであり、それ以外は13戸の農家に戻している。13戸以外の組合員農家は、農産物の販売や農業資材の購入は個人単位でおこない、経営所得安定対策への加入とその交付金も個人単位で処理している。

また、第3節で指摘したように、圃場整備の補助率上乘せの条件として、稲作3作業の集積率を50%以上にすることが課せられているため、作付面積の多くが一度構成員から夢未来ふかえへ作業を委託する仕組みとなっている。受託作業に従事するオペレーターは登



録者が22人、その他に補助者が60人ほどいる(一部オペレーターと重複者あり)。しかしオペレーター22人のうち、本格的に作業に従事するのは、そのうちの6人に絞られる。6人はいずれも10ha以上層や5～10ha層の大規模農家であり、20代のあとつぎ層も含まれる。小規模兼業農家や露地野菜及び施設園芸農家の場合、オペ部会の発足とともに農業機械を処分した農家も少なくなく、そのため機械作業の大部分を上記のオペレーターが引き受けているケースが多い<sup>(9)</sup>。

そこで次に、大規模農家でオペレーターでもあるAさんと、露地野菜農家で夢未来ふかえに作業を委託するBさんの事例をもとに、構成員の実態と夢未来ふかえとの関係についてみていくことにする。

### (3) 構成員の自家農業経営の概況

#### 1) Aさん

Aさん(51歳)は、世帯員数6人の3世代世帯である。世帯内の農業労働力は、Aさんと妻(47歳)に長男(23歳)の3人である。長男は県内の農業大学校を卒業後、3年前に就農している。他に、昨年から29歳の男性を1人常勤として雇用している。

所有水田は450a、そのうち深江の圃場整備地区が245a、隣の一貴山地区が200aである。同様に、借地水田は1,350a(深江圃場整備地区810a・一貴山地区540a)、期間借地は1,500a(同900a・450a・その他地域150a)である。

こうした深江圃場整備地区での農地集積は、第1～第5営農組合による農地調整によって達成したものであり、Aさんは深江圃場整備地区内においてある程度の農地集積を果たしながら、隣接する一貴山地区にも経営規模を拓げていることが確認できる。

第5表 夢未来ふかえの構成員の概要  
(単位:歳, a)

農家		A	B
年齢		51	54
その他農業労働力		妻47 長男23 常雇29	妻51 長男23?
所有水田	計	450	105
	整備地区内	245	46
	一貴山地区	200	59
借地水田	計	1,350	400
	整備地区内	810	210
	一貴山地区 その他	540 40	150
期間借地	計	1,500	400
	整備地区内	900	
	一貴山地区 その他	450 150	
作付面積	米	1,550	288
	小麦	1,500	
	大麦	1,600	
	ブロッコリー		900

資料:聞き取り調査より作成。

米の作付面積は1,550a、ヒノヒカリを中心に5品種を作付けしている。品種により異なるが、概ね8割が個人販売、残り2割が農協出荷である。07年産の農協価格13,800円/俵に対し、個販では20,000円弱(卸価格)で販売している。小麦の作付面積は3,100a、そのうち小麦1,500a・大麦1,600aである。小麦の反収は490kg、大麦のそれは350kgであり、いずれも農協に出荷し、小麦は2,100円/60kg、大麦はビール麦で8,000円/50kg、ビール落ちでは1,000円/50kgである。なお、経営所得安定対策にも加入しており、07年の緑ゲタは計580万円ほどであり、ナラシは0円である。

Aさんの農業経営の特徴の1つは、深江圃場整備地区内においてある程度の農地集積を果たしつつ、それ以外の地区にも経営規模を拓げている

ことである。そのため農業機械も一式を個人で所有しており、基本的には深江圃場整備地区内は夢未来ふかえの機械を、深江整備地区以外は個人所有の機械で作業をおこなうなど棲み分けている。Aさんとしては、夢未来ふかえが経営権を有する完全な経営体となることを望んでおらず、個々の農家が独立しながらも機械の共同利用をおこなう組織として位置づけている。

## 2) Bさん

ブロッコリーがメインのBさん(54歳)は、世帯員数6人の3世代世帯である。農業労働力はBさんと妻(51歳)の2人である。ただし、長男(23歳)が会社を退職し就農するかどうか悩んでいるところである。

所有面積は、水田が深江圃場整備地区の46aと一貴山地区59aの合計105a、畑は圃場整備整備の対象外に位置する40aである。水田の借地面積が400a、その内訳は深江圃場整備地区210a・一貴山地区150a・その他バラ転などで水田として使えない農地40aである。これに期間借地が400aあるが、ブロッコリーを植える時期と普通米の収穫時期とが重なるため、期間借地はコシヒカリなどの早場米の農地に限られる。

作付面積は、米が288aで早場米のコシヒカリを中心に3品種を作付けしている。すべて特裁米で、いずれも農協に出荷しており、普通米よりも2,000円/俵ほど高値で取引される。ブロッコリーは900aで、収穫時には高齢者を中心に年間50日ほどの臨時雇用を投入している。

Bさんはトラクターを4台所有している。田植機とコンバインは、93年にオペ部会を立ち上げたときに処分している。オペ部会の立ち上げとともに機械を処分するという規約はなかったが、Bさんが所有する機械が歩行型の旧式であったため処分したとのことである。Bさんの場合、現在田植えの班長を務めていることもあり、春作業は夢未来ふかえのオペとして作業に従事するが、秋作業はブロッコリーと時期が重複するため、一貴山地区の農地も含め夢未来ふかえに完全委託している。

Bさんとしては、米の管理作業はまだ個別の農家で可能であり、完全に農地を手放す段階にはないとみている。特に、Bさんのような裏作にブロッコリーをつくる農家にとっては、農地を手放すことはあり得ず、夢未来ふかえの役割は米・麦農家や露地野菜・施設野菜農家といった多様な品目の農家が共存共栄できるように支えることにあるとみている。

## (4) 小括

このように、第1～5営農組合による農地の利用集積によって、Aさんのように一定の範囲に農地が集積した大規模農家が、圃場整備地区内に形成されることとなった。さらに、圃場整備の要件として稲作3作業の集積率が50%以上必要であることから、オペ部会やそれが法人化した夢未来ふかえを立ち上げ、圃場整備地区内の作業は夢未来ふかえとして一括して行う体制となった。

施設園芸や露地野菜農家は米・麦に関しては夢未来ふかえへ委託することによって、彼

らとしては米・麦以外の品目に労力を集中的に投下できるとともに、夢未来ふかえは作業の集積を図ることができる。大規模農家としては、地区外に経営面積を有していることやAさんのように個別販売に取り組むなど個々の経営基盤が強固であるため、夢未来ふかえに一本化した完全な経営体への統合という形には進まなかった。しかし、大規模農家は、深江圃場整備地区内は夢未来ふかえのオペとして共同で取り組みながら、それ以外の地区は個人の所有機械で作業をおこなうという棲み分け・協力関係を構築している。

このように夢未来ふかえは、法人組織であるが経営権を有しておらず、基本的には個々の構成員の集合体であるが、夢未来ふかえを中央に米・麦以外の農家と米・麦の大規模農家の共存共栄を支える役割を担っている。

## 5. 個別大規模農家

### (1) 前原市C農家

Cさんの居住する大字cは、1800年代前半に塩田地帯を干拓した地域である<sup>(10)</sup>。大字cは、自治会や氏神の祭礼、生産調整の実施などを行う基礎単位であり、総世帯100戸(うち農家20戸)、水田45ha・畑1haの地域である。大字内の最大経営規模が米・麦に取り組むCさんであり、それ以外の農家は施設園芸(イチゴ)や露地野菜(ネギ)、高齢農家・自給的農家である。

Cさんは、現在70歳、学校卒業以来農業一本であり、6年前に麦部門で農林水産大臣賞を受賞している。03年に長男(現在41歳)に経営を移譲し、農業労働力はCさんと長男の2人である。

Cさんの所有水田は3haで、すべて大字内にある。干拓時に1枚10a区画に整備されているが、大字には施設園芸農家が多く、特に区画を大きくする必要がないという声が主流であるため、現在もそのままである。借地水田は30haにおよび、そのうち大字内での借地が28haと大部分を占める。したがって、Cさんの経営面積33haのうち95%弱の31haが大字内に集積することになる。大字内では借地も含め、ある程度の団地化が図られており、大字外の借地も、大字cに近いところに位置している。地権者の貸付理由は、高齢化やあとつぎがないというものが多く、相手からCさんへの借地依頼がくるケース多いようである。つまり、大字cではCさん以外に大規模に農業経営をしている農家がないことを意味しており、必然的にCさんに農地が集積することになっている。その結果、経営面積が33haにおよぶにもかかわらず、通作時間は5分以内ですむ。かつては大字内でもCさんは、中規模クラスの経営規模であった。しかし、米価の下落にともない、他の大規模農家が米からイチゴへと転換していくなかで、Cさんに農地が集中し大規模になったとのことである。特に、経営面積が20haくらいまでは借地のスピードが比較的緩やかであったが、この5年間で10haと急激に借地が増加している。

利用権の設定は、以前は10年で契約していたが、最近では6年での契約が多い。Cさんは、5年前からJAの合理化事業を利用しているが、利用面積は5haほどにとどまる。JAの

合理化事業の場合、農協の通帳を通じて小作料の支払いが簡単にできることが最大のメリットである。他方、合理化事業では本当の意味での農地集積・斡旋までしてくれるわけではなく、さらに毎年1件当たり1,000円を手数料として徴収されることがデメリットである。したがって、Cさんとしては、今後特にJAの合理化事業を利用する方向へシフトしていくわけではないようである。

小作料は、当初1.5俵を支払っていたが、2000年頃からの米価の下落もあり1俵(=13,500円)に変更している。また、後述する麦の期間借地については、小作料の代わりに耕起・代かきで返すことになっている。

08年の作付面積は、米25ha、麦33haである。米は、ヒノヒカリが半分を占め、そのうちの1.5haで5年前から特裁米に取り組んでいる。米は1/3を農協に出荷し、2/3を漁協や福岡市内の直売所などに個人で販売している。麦は小麦とビール麦が半分ずつであり、いずれも農協に出荷している。転作は、干拓地で水はけが悪いため大豆ができず、07年まではホールクroppサイレージで対応していたが、

08年から飼料米に転換している(米作付面積25haのうちの8ha)。また作業受託は、10年前に最大15haほどを受託していたが、これらの多くが借地に転換した結果、現在7ha(秋作業)に減少している。

経営所得安定対策の交付金(07年)は、小麦・大麦の固定払いが403万円であった。単純に小麦の固定支払単価で除すと、13.6haが対象面積となる。また、収入減少影響緩和対策については、第6節で詳細に考察するが、07年は米価の低下と小麦・大麦の収量増とが相殺したため交付金は0円であった。そのためCさんとしては、米・麦のセット加入に対し、疑問をもっている。

第6表 個別大規模農家の概要  
(単位:歳, a)

農家		C	D
地域		大字c	d集落
年齢		70	46
その他 農業労働力		長男41	父 母 従弟40
所有 水田	計	300	170
	地域内	300	170
借地 水田	計	3,000	1,700
	地域内	2,800	430
	その他	200	1,270
秋作業の受託		700	1,500
作付 面積	米	2,500	1,120
	小麦	1,650	1,550
	大麦	1,650	1,550

資料:聞き取り調査より作成。

## (2) 志摩町D農家

Dさんの居住するd集落は、氏神の祭礼や生産調整の割当てなどを行う基礎単位である。総世帯は33戸、そのうち農家は9戸であり、残り24戸の多くは土地持ち非農家である。集落には水田12ha・畑7ha・果樹園2haがあるが、多くの果樹園は現在山林になっている。集落でもっとも経営規模が大きいのがDさんであり、Dさん以外は1ha未満の兼業農家である。

Dさんは現在46歳、学校卒業以来農業一本であり、5年前に農業者年金の関係で経営権を移譲されている。農業労働力はDさんと父、母、従弟(40歳)の4人である。

所有水田は1.7ha(d集落内)、県営の担い手育成型圃場整備事業により平均区画30aで5枚に整備されている。この圃場整備事業には、担い手に30%以上の農地集積を図るとい

う要件が課せられており、その結果集落内の水田の半分である6ha(借地を含む)をDさんが耕作している。借地水田は17haあり、d集落を含め5～6集落(町内)に分散している。したがって、1集落当たり約3haを借地していることになる。しかも、各集落内で借地が集積しているわけではなく、多くが点在している状況にある。その結果、水田の経営面積18.7haに対し、筆数は122筆(1筆15a)におよぶ。5～6集落のいずれにも集落営農はなく、1つの集落には大規模農家(約6ha)がいるが、それ以外は園芸農家がほとんどである。貸し手の大部分は、Dさんの近所の人の親戚である。Dさんとしては、規模を拡大したいという面と、近所付き合い上断りづらいという面から借地を引き受けている。10年ほど前までの借地面積は約6ha、収穫作業の受託面積は20haほどであったが、10年前から急激に作業受託から借地への転換が進み、現在の借地規模に到達している。作業受託は、現在も収穫作業で15ha(約80件)引き受けており、その範囲も借地と同じく5～6集落に、福岡市内など2カ所が加わる。

利用権の設定は、以前は町役場での設定が30%・JAの合理化事業が70%の割合であった。ところが、02年から1件当たり1,000円の手数料をJA糸島が徴収するようになり、地権者からは町役場での利用権設定をお願いされること、またDさんもJAの合理化事業が農地集積にまで踏み込んだものではないことから、現在町役場60%・JA40%とそのウェイトが逆転している。利用権の設定は、「地権者が何年でも構わない」というので、「では10年で」ということで10年が中心である。小作料は圃場整備の有無によって異なり、概ね7,000円から15,000円の範囲である。小作料の基本は10a当たり1俵であるが、実際は転作を加味し1俵の70%分を支払っている。また、圃場整備の償還金の返済が残っている3集落の借地については、償還金分として0.5俵上乘せして1.5俵を支払っている。なお、後述する麦の期間借地には、10a当たり1回の耕起+3,000円を支払っている。

08年の作付面積は、米11.2ha、麦31haである。米は、ヒノヒカリが4.5haと最も多く、コシヒカリが2haあり、そのうち特栽培米にも2ha取り組んでいる。米は、以前はJA糸島に出荷していたが、10年くらい前からすべて福岡市の小売業者に販売している。普通米で、小売業者だと1俵1.5万円(玄米)の手取りになるのに対し、JAでは1.25～1.3万円(同)と2,000円強の価格差がつく。また、販売代金の精算も、JAだと最終精算までに3年ほど要すのに対し、小売業者だと一括精算が可能であることも大きなメリットである。麦31haのうち6haが転作麦、残り25haが裏作麦であり、そのうち16haが期間借地である。麦の作付けは、小麦と大麦が半分ずつである。

経営所得安定対策の交付金(07年)は、固定払いの小麦が10ha・大麦が2ha該当し、計380万円、成績払いが約100万円、ナラシは0円である。小麦及び大麦の規模を拡大しても上限の380万円しか受け取ることができないことに不満を感じている。

今後の規模拡大は米価次第であり、現在の米価動向では経営計画を立てるのが困難な状況にある。そこで、ある程度固定した生産計画が立てられるように、最近小売業者と1等米いくらという交渉をしている。Dさんとしては、最低でも10kg当たり4,000円は欲しいと考えている。他方、Dさんの経営計画に関係なく、現在引き受けている作業受託(15ha)

もいずれ借地に転換する可能性が高い。受託地のほとんどが圃場整備済みであり、現有の労働力では米の作付面積で 20ha くらいまで可能であることから、水利を自由に使用できることを条件に、ある程度の借地を引き受けるつもりでいる。

また、今後の小麦及び大麦への対応については、経営所得安定対策の動向次第である。特に、2010 年からの新たな政策がどのようなものになるかみえないため、当面は基準年度が新たに変わることを想定し、小麦の面積を増やして過去実績を積み上げる方針である。

## 6. まとめ

### (1) 農地の面的集積

夢未来ふかえの基盤である深江地区では、3 集落にまたがった 140ha という大規模な圃場整備が行われ、それを画期として営農組合を立ち上げ、営農組合が農地利用を調整し、できるだけ各大規模農家が所有する農地の周辺に借地を集めるようにしていた。さらに、圃場整備事業の要件である稲作 3 作業の集積をクリアするために、夢未来ふかえ(オペ会)を設立し、そこに作業を集中させることによって、大規模農家の創出と農地の面的集積、さらには実作業の集積を図っていた。

また C さんの場合、経営面積 33ha のうち 31ha が大字内に集中し、通作時間も 5 分以内とかなりの農地集積が達成されていた。それは、米価が傾向的に下落していくなかで、大字内の農家が米・麦からイチゴへ転換していき、その結果限られた米・麦農家である C さんに農地が自然的に集積されたためである。しかし、その基礎的条件として、干拓時以降圃場整備はおこなわれていないが、45ha という一定の水田面積を有する干拓地の区域それ自体が、深江地区の圃場整備地区に相当するものといえ、その干拓地という一定の区域の中で、C さんという特定者に農地集積が進んでいったという特殊な環境がその基礎的条件としてあるといえよう。

他方、D さんの場合、属する集落で圃場整備を実施しているが、その対象面積は 12ha である。そのうち D さんには半分の 6ha が集積されているが、先の 2 つの事例に比べ圃場整備面積がきわめて小さい。したがって、ある程度の規模の区域の中で、農地の集積を図る基礎的条件を有しておらず、その結果個別の集落ごとに借地を展開せざるを得ない状況が、農地が分散した 1 つの要因としてあげることができよう。

問題は、そうした分散状況を J A の合理化事業が調整できるかどうかである。農地の面的集積が実現できたのは、圃場整備事業の導入にともない地権者が白紙委任をした場合に限られ、糸島地域でも深江地区・福吉地区・福入地区の 3 地区に限られる。それ以外のケースでは、農家同士の人間関係や農地も私有財産であることから、J A 糸島としてもあまり深入りできる状況にはなく、一般の農地の利用集積には慎重である<sup>(11)</sup>。

つまり、J A も貸し手・借り手双方との関係を有す組織であり、第 3 者機関としての役割を期待するのは酷である。そのような状況を踏まえると、圃場整備などによってある程度の面積を有する一定の区域内において、深江地区のように圃場整備と同時に施策的・人

為的に農地調整を仕掛けるか、Cさんのように大規模農家の限定化により自然的に農地が集積されるか、という2つの流れによって農地の面的集積が果たされるということが、今回の糸島地域における調査結果である。

その一方で、一定の区域内であるがゆえの限界も、同時に抱えることになる。干拓地では水田面積が45ha、深江圃場整備地区では140haと区域が形成された時点で、その上限面積も設定されることになる。Cさんのように、米・麦の大規模農家と施設園芸へ転換する農家との分解が生じれば、Cさんのように30ha規模の農地を干拓地内に集積することも可能となる。しかし、夢未来ふかえでは、施設園芸が増加傾向にあるとはいえ、一定の規模の米・麦農家が存在しており、深江圃場整備地区でCさんクラスの大規模農家を創出するとすれば5人弱、Aさんクラスでも8人弱と大規模農家数が制限される。実際、Aさんは経営面積(所有地+借地)の4割強を深江圃場整備地区以外で有している。したがって、一定の区域内で確保できない場合、地区外に農地を求めて規模の拡大を図らざるを得ない。そして、深江圃場整備地区内と地区外との結実点が、夢未来ふかえであった。

## (2) 大規模農家と集落営農法人との関係

本事例でみた夢未来ふかえは、圃場整備地区を基盤として農作業を受託するオペ部会が法人化したものである。しかし法人化の意図は、経営所得安定対策から溢出する小規模農家の受け皿的機能を果たすものであり、夢未来ふかえそれ自体が農業経営体として発展していくものではない。したがって、法人化したとはいえ、その性格と役割はオペ部会を引き継ぐものである。

多くの大規模農家にとって夢未来ふかえは、①深江圃場整備地区内は夢未来ふかえに農業機械を利用し、地区外は個人の機械を利用するという棲み分けが可能であること、②地区内の農作業は夢未来ふかえに作業委託し、共同で作業をおこない、③彼らの地区外での農作業がパンクしそうなときは、夢未来ふかえの助力を得るといった労力面での支援的役割がある。また、夢未来ふかえが直接的な役割を果たすわけではないが、④土地利用調整においては営農組合や連絡協議会を通じて、農地の面的集積が達成されるとともに、⑤小作料交渉とその一律化の面でも大きな恩恵を受けている。

他方、小規模兼業農家や施設園芸及び露地野菜農家にとっては、⑥夢未来ふかえに稲作作業を委託することにより、他産業での就業や他品目への集中的な労働投下を可能にする労力的受け皿となっている。さらに、彼らにすれば、⑦機械コストの削減という機械投資の受け皿機能も発揮している<sup>(12)</sup>。

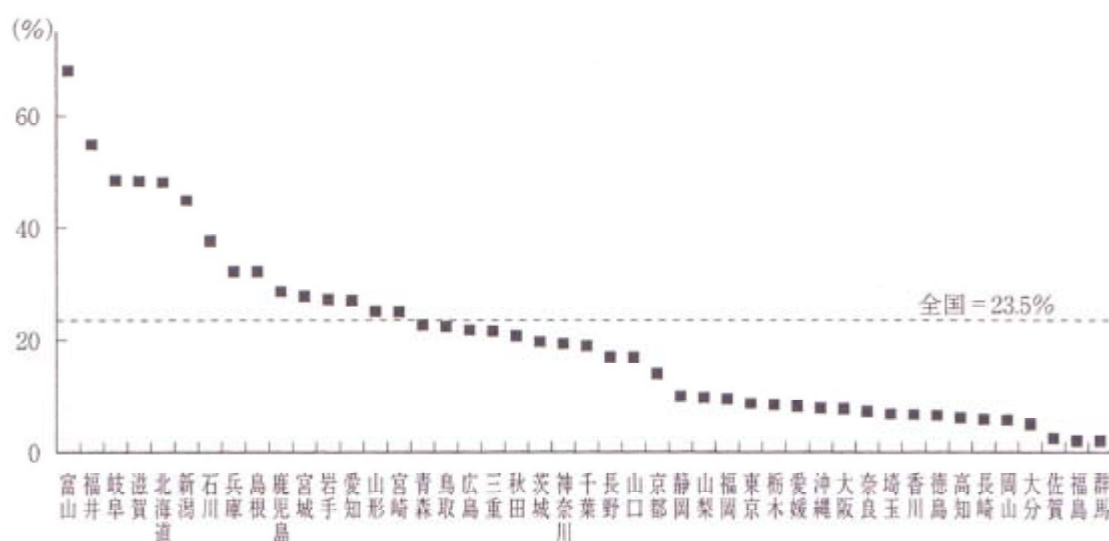
このように夢未来ふかえの事例を考察すると、「担い手」は大規模農家か法人組織かという二者択一で律することはできない。むしろ大規模農家にとっては、①から⑤の恩恵を背景に地区外にも規模の拡大が図れる共存の関係にあり、夢未来ふかえも①から⑦の多様な役割を弾力的に果たすことによって、深江圃場整備地区内の農家を支援する関係にある。

### (3) 集落営農法人と農地の確保

とはいえ、第1節でみたように、福岡県では多くの農業集落が参加し集落営農が比較的厚く形成されているが、集落営農の法人化はあまり進んでいない状況にあった。もちろん、法人化をすればあらゆる問題が解決するわけではなく、本来は各地域の実情に応じた集落営農の姿を段階的に追求することが肝要であろう。

しかし、福岡県でも構成員農家の高齢化やあとつぎ不在、さらには経営所得安定対策の対象とならない農家への対応など、集落営農に対する借地の要望が強まることが予想されよう。オペレーター個人による許容可能な借地面積やそれにともなう負担・責任などを考慮すると、オペレーター個人による借地対応では限界があり、そのための受け皿として集落営農の法人化も視野に入れる必要がある。第3図は、農家以外の事業体(法人化した集落営農などの法人組織)が離農した農家の農地をどの程度カバーしているかを示したものである。それによると、福岡県は全国でも下位の方に位置しており、離農農家の1割弱程度の農地しかカバーできていないことが分かる。換言すると、離農農家の農地の大部分が耕作放棄や山林、転用などに消えていることを示している。それは、福岡県の集落営農の多くが法人組織ではないため、集落営農として借地や農業経営ができないことに起因する。

このような現実を踏まえると、少なくとも「担い手枯渇による『地域を守るための危機対応』<sup>(13)</sup>」としての法人化は視野に入れておく必要がある。



第3図 集落営農法人と農地の確保

資料：小田切徳美編（2008年）『日本の農業』農林統計協会，p16

### (4) 水田・畑作経営所得安定対策

2007年から経営所得安定対策の交付が開始された。経営所得安定対策は、品目別ではなく一括の交付金額でしか加入農家の手元にもこないこと、さらに二条大麦の把握もビール落ちた麦の把握が容易ではないなど、品目別にそれぞれの支払いを詳細にみることは困難である。そこで、大まかな特徴やそこでの課題について、いくつか確認することにする。



## 1) 生産条件不利補正対策－固定支払い

Aさんの固定支払い面積は、小麦12ha・大麦は6.3haが対象となっている。これに対し、07年の作付面積は小麦15ha・大麦16haとその差は3ha及び10.3haである。また、Cさんの固定支払い面積は、先述した試算では小麦・大麦合わせて13.6haであるのに対し、07年の作付面積は33haとその差は20haにおよぶ。さらに、Dさんの固定支払い面積は、小麦10ha・大麦2haの合計12haであるが、07年の作付面積は15.5haずつとその差は5.5ha・13.5haとなる。もちろん、07年の大麦の作付面積は、ビール麦としてカウントされた面積を含むため、大麦についてはその差が過大にあらわれている点に留意する必要がある。しかし、それを勘案しても、また小麦での差に着目しても、固定支払いの面積と現在の作付面積との間には大きな差が生じていることが確認できる。

その要因の1つが、必ずしも固定支払いの権利が現在の耕作者に適切に移動しているわけではないことがあげられる。「固定支払いは農地ではなく経営(人)についている」という農政の見解であり制度であるため、新たに借地をした際の固定支払いの権利が地権者や前の借地農家に留まり、現在の耕作者に移動してこないという問題が少なからず生じている。

## 2) 生産条件不利補正対策－成績支払い

経営所得安定対策には食料自給率を高めるため、成績払いを装置として組み込んでいる。しかし、米・麦の一大生産地でもある糸島地域において調査をおこなったいずれの農家も、今回の政策が自給率の向上に寄与するものではないと指摘している。では、経営所得安定対策に組み込まれたその装置が、農家の増産意欲を駆り立てることによどの程度の効力を発揮しているのかについて、大まかにではあるが確認する。なお、ここでは小麦を事例としてみていくことにする。

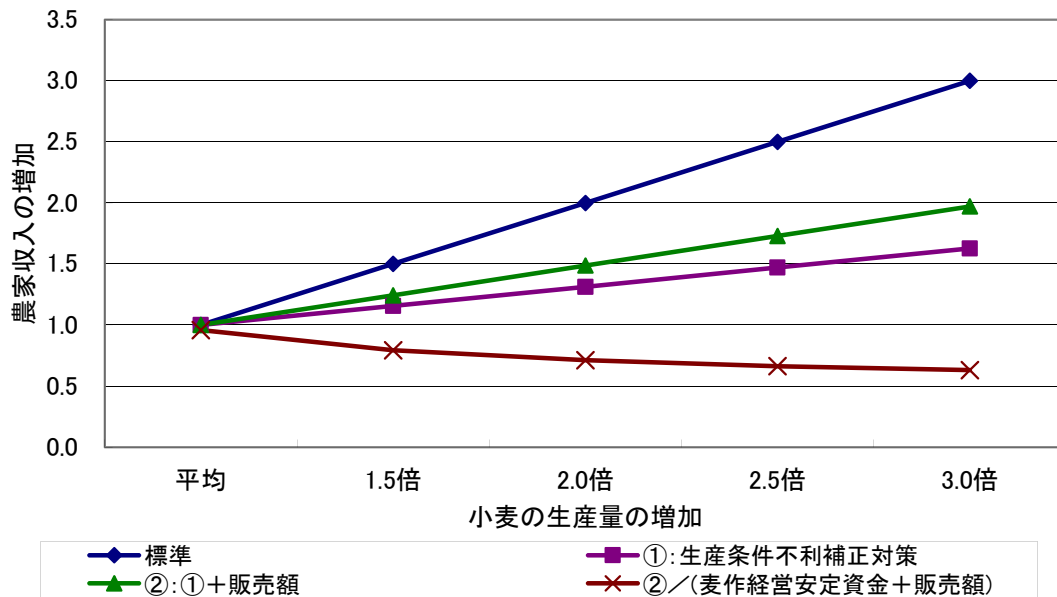
まず、農水省の資料によると、全国平均における生産条件不利補正対策の10a当たり交付金額の合計は40,400円(ア)であり、その内訳は固定支払いが27,740円、残りが成績支払いの12,660円となる。農家が小麦の作付面積(生産量)を1.5倍に増やすと、成績支払いが1.5倍の18,990円となり、固定支払いと合わせて合計46,730円(イ)となる。したがって、生産条件不利補正対策の交付金額は、生産量の1.5倍に対し、1.16倍(イ/ア)の水準にとどまることになる。

これに小麦の販売金額を含む農家収入でみても、仮に小麦価格が60kg当たり2,100円で全国の平均反収を388kgとすると、小麦の販売金額は10a当たり13,580円となる。これに上記の交付金額を合算すると、全国平均で10a当たり53,980円(ウ)となる。同様に、小麦の生産量を1.5倍に増やすと、小麦の販売金額は1.5倍の20,370円となり、交付金額と合わせて合計67,100円(エ)となる。したがって、生産量を1.5倍に増やしても、交付金額と販売金額を合わせた農家収入は1.24倍(エ/ウ)と、生産量1.5倍の半分の水準を確保するにとどまる。

他方、参考として、2006年産までの麦作経営安定資金と比較すると(反収及び小麦価格は同じとする)、麦作経営安定資金は60kg当たり6,610円で10a当たり42,745円、10a

当たり小麦の販売金額は 13,580 円なので、農家収入は 56,325 円(オ)となる。これを経営所得安定対策下の 53,980 円(ウ)と比較すると、(ウ)は(オ)の 95.8%の水準となり、農家収入は減少することとなる。

以上のような比較を、生産量の拡大に合わせておこなったのが第4図である。これを見ると、農家の収入額は規模が大きくなるにしたがい、標準(規模拡大と正比例の直線)線と



第4図 経営所得安定対策による規模拡大の誘因—小麦を事例に

資料：筆者作成。

の乖離を大きくしていることが分かる。それと同時に、前の政策である麦作経営安定対策に対する割合も低下していることが確認できる。したがって、自給率の向上という視点からみると、経営所得安定対策の成績支払いが、その誘因を持ちえているとはいえないといえよう。

なお、2007年から09年までの暫定措置として、担い手経営革新促進事業(以下「経営革新事業」)を導入している。経営革新事業は07年以降、新たに麦・大豆等の生産を拡大した農家に対し、固定支払い相当額を支援している。上記に示した規模拡大において経営革新事業の小麦27,600円を加味すると、規模拡大に比例した収入が確保されるとともに、麦作経営安定資金の96%水準の収入を継続して確保することが可能となる。しかしこの経営革新事業も、糸島地域では要件が満たせないなどほとんど活用できていない状況にある。今年で暫定措置が切れるとはいえ、このような状況が糸島地域に限られたことなのか、全国ベースで生じていたことなのか、実態を精査する必要があるだろう。

### 3) 収入減少影響緩和対策

収入減少影響緩和対策については、C農家の2007年産に関するデータをみることができ

る。C農家は、米・小麦・大麦に加入している。二丈町が属する福岡地域の10a当たりの標準的収入から当年の収入を差し引いた金額をみると、米はプラス7,900円、小麦と大麦は合計マイナス51,980円であった。つまり、米に関しては標準収入が当年の収入を上回っており、その要因は米価の下落にある。これに対し小麦と大麦は、当年産が高品質かつ収量が10%上昇したため、当年の収入が標準収入を大きく上回っている。

これら米・小麦・大麦ごとの差額をすべて合算すると、10a当たりの標準収入を44,080円上回ることになる。その結果、収入減少影響緩和対策の交付金は0円であり、小麦・大麦の豊作が米の減収分を相殺する結果となった。

そもそも経営所得安定対策は、農家の経営を対象としたものであるため、対象品目すべて(米・麦・大豆)をセットとした加入が必要とされている。調査農家からは、収入減少影響緩和対策の結果を踏まえ、そのことに対する不満があり、各農家経営の判断のもと加入する品目を選択できるようにすべきとの要望が出ていた。

- 
- 注(1) 拙稿「福岡県糸島地域における農地の利用集積と水田・畑作経営所得安定対策の実態」『土地と農業』第39号、農地保有合理化協会も合わせて参照。
- (2) 経営所得安定対策が本格的に始動する以前の北部九州の実態については、磯田宏他(2006年)『新たな基本計画と水田農業の展望』(筑波書房)を参照。
- (3) なお08年度の販売額は、当初の目標である21億円を突破することが確実とされている(『日本農業新聞』2008年12月9日付け)。
- (4) 農用地利用改善団体については、平成に入ってから以降、利用規程を更新していないため、どのくらいの改善団体が現存しているか把握できなかった。
- (5) 「土地利用調整をすすめ、新しい農場づくりにとりくむ」『内部情報』No.663、京都府農業会議。
- (6) 山口和宏「土地利用調整による担い手への農地集積と法人化」(磯田宏他『前掲書』) p 74~75。
- (7) 設立後の転作率の上昇と米価の下落により、2007年に借り手サイドから2俵も支払うことができないので1俵にしてくれとの声が高まった。そこで、貸し手に集まってもらい、小作料の引き下げを打診したが、貸し手サイドは当初の約束どおり2俵を要求したため、最終的にはその間をとって小作料は1.5俵(21,000円)に決着した。
- (8) 圃場整備後の規模拡大志向農家への農地集積と大規模農家の形成による構造変化については、山口和宏「土地利用調整による担い手への農地集積と法人化」(磯田宏他『前掲書』) p 75を参照。
- (9) 作業料金は深江圃場整備地区内と地区外、さらに町外(糸島地域)とにおいて金額が異なる。例えば、稲の収穫ではそれぞれ12,000円・15,000円・20,475円、同様に田植え(施肥作業あり)5,500円・6,500円・7,350円、麦及び大豆の収穫は各6,500円・8,500円・11,550円である。他方、オペレーター賃金は、トラクター作業で時給1,800円、コンバイン作業と田植え作業は2,300円である。
- (10) 由比章裕(1999年)『怡土志摩地理全誌』、糸島新聞社。
- (11) 筆者が2006年に調査した大分県宇佐農協による合理化事業においても、2人の流動化推進員が頻りに集落に足を運び、農地の掘り起こしや情報収集や情報提供をおこなうなどの積極的な活動を図っており、JAの合理化実績自体は大きかったが、JAが直接借地の交換や調整をおこなうことまでは現実的には踏み込めないとのことであった(品川優(2007年)「大分県宇佐市における担い手への農地の面的利用集積の実態」『平成18年度 担い手への農地利用集積・効率的利用に関する実態調査報告書』農政調査委員会)。
- (12) 先述したBさんの場合、稲作の作業委託料が合計約60万円であるのに対し、オペ収入が50万円であるため、差し引き10万円、率にして10%ほどの持ち出しであり、個人で機械を所有した場合の減価償却費率と比較すると小さい。
- (13) 安藤光義(2008年)「水田農業構造再編と集落営農」『農業経済研究』第80巻第2号。